

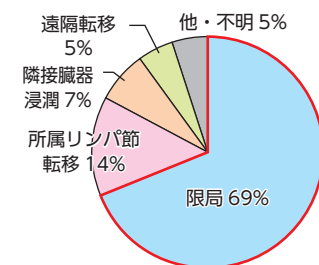
がん検診へ行こう！

がん検診が重要な理由

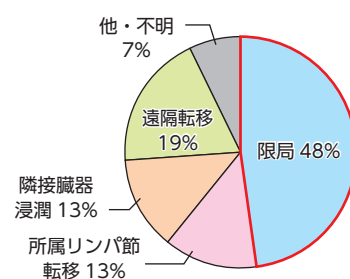
がん検診により、約7割が、がんの発生臓器内に止まっている「限局」の状態、つまり早期がんで発見されていますが、検診以外（症状が出てからの外来受診など）での発見は、約5割と低くなっています。

がんには様々な種類がありますが、その多くは、早くに見つけて治療すれば、より高い確率で治すことができます。しかし、初期の段階では自覚症状がないことがほとんどです。そのため、症状がなくても定期的ながん検診を受診することが重要なのです！

●がん検診での発見による病期



●がん検診以外での発見による病期



出典：山口県がん登録（平成20年罹患集計）

自身のため、大切な人のために
早期発見！早期治療！

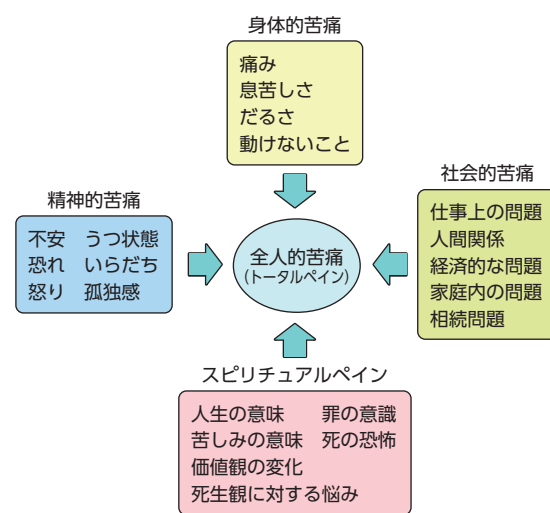


緩和ケアを知っていますか？

「緩和ケア」と聞くと、みなさんはどのようなイメージをお持ちですか？

「緩和ケア＝終末医療」と思われがちですが、「緩和ケア」とは、重い病を抱える患者さんやその家族一人一人の身体や心などの様々なつらさ（右図）をやわらげ、より豊かな人生を送ることができるように支えていくケアであり、その人らしい質の高い療養生活を送るため、がんが進行した段階ではなく、初めてがんと診断された早い時期から、治療と並行して行われるものです。

「緩和ケア」に対する正しい理解をさらに深めていくことが大切です。



出典：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

お問い合わせ先

がん対策全般について

●山口県地域医療推進室（H27.4.1～ 医療政策課）

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 TEL:083-933-2961
E-mail: a151001@pref.yamaguchi.lg.jp (H27.4.1～ a11700@pref.yamaguchi.lg.jp)

この条例について

●山口県議会事務局

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 TEL:083-933-4160 FAX 083-933-4129
E-mail: a30000@pref.yamaguchi.lg.jp

条例の本文及び逐条解説は、県議会ホームページの「政策条例」でご覧いただけます。
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a30000/index/>

山口県 がん対策 推進条例

平成26年10月14日施行



山口県がん対策推進条例とは？

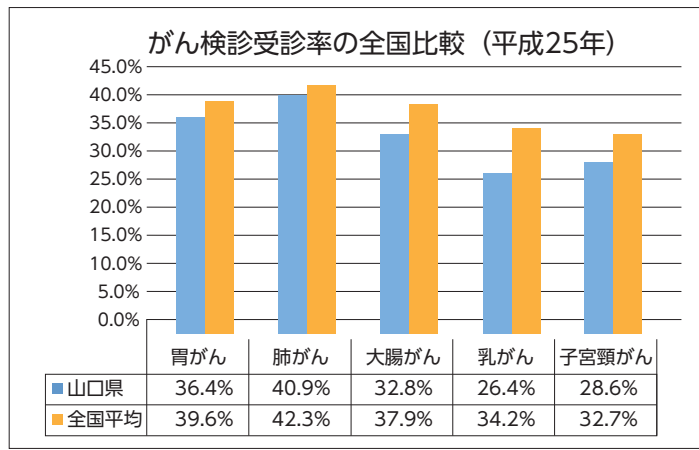
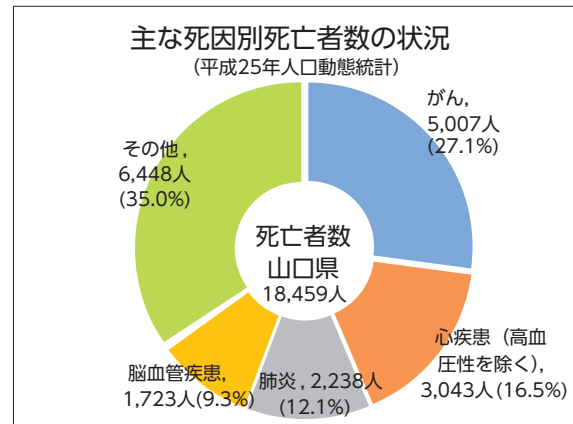
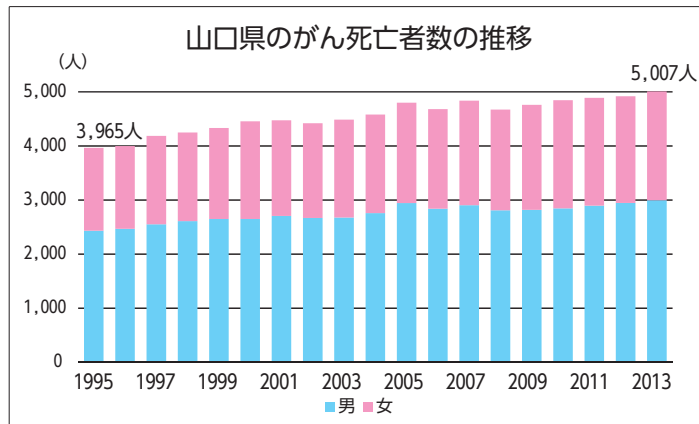
がんは、本県における死亡原因の第1位であり、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっています。

本県では、全ての県民が自分らしく健やかで心豊かに生活することができるよう、県民一人一人ががんに対する正しい知識を持ち、がん対策の取組の重要性に対する理解を深めるとともに、県、市町、医療機関をはじめとした関係機関が連携協力して、がんから県民の命と健康を守るための総合的な対策を県民総ぐるみで推進するため、平成26年10月に議員提案により「山口県がん対策推進条例」を制定しました。

山口県のがんの状況

がんは死因の第1位

がんは、昭和56年以降、死亡原因の第1位となっており、死亡者数は増加しています。平成25年のがんによる死亡者数は5,007人で、総死亡者数の約3割を占めています。



本県のがん検診の受診率は、全国的に比べて低い状況です。



これまでの国や山口県の取り組み

国では、平成19年4月に「がん対策基本法」が施行され、この法律に基づき、同年6月に「がん対策推進基本計画」(平成24年6月改定)が策定されました。

県では、現在、平成25年度を初年度とする「第2期山口県がん対策推進計画」に基づき、がんの予防と理解の促進、がん医療の充実、がんに関する相談支援・情報提供体制の充実など、本県の実情を踏まえた様々ながん対策に取り組んでいるところです。

平成26年10月に制定した本条例では、「第2期山口県がん対策推進計画」の実効性を確保し、県民総ぐるみで総合的ながん対策を推進します。

国

がん対策基本法
平成18年6月成立、平成19年4月施行

がん対策推進基本計画
平成19年6月策定、平成24年6月改定

山口県

第2期山口県がん対策推進計画
平成25年3月策定

がん対策推進条例
平成26年10月制定・施行

条例の内容

○県の責務 (第4条)

山口県の特長や地域の実情に応じたがん対策に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施します。また、がん対策に関する正しい理解と関心を深めるため、適切な情報提供や普及啓発に努めます。

○市町等との連携 (第5条)

がん対策に関する施策の策定・実施に当たっては、市町や関係機関との連携に努めます。

○県民の責務 (第6条)

がんに対する正しい知識を持ち、自らががんの予防に必要な注意を払い、がん検診を積極的に受診して、がんの早期発見・早期治療に努めます。

○保健医療福祉関係者の役割 (第7条)

がんの予防、がん検診受診による早期発見、がん医療の推進、がん患者やその家族等が必要とする介護、相談支援、情報提供に努めます。

○事業者の役割 (第8条)

従業員に対するがんの予防やがん検診の受診など、がんに関する正しい知識の啓発に努めます。

がんの予防の推進 (第9条)

県は、食生活、飲酒、喫煙、運動などの生活習慣やウイルス等の感染が健康に及ぼす影響など、がんの予防に関する知識の普及啓発に取り組みます。

がん検診の推進 (第10条)

県は、がん検診により早期に発見するほど治療率が高くなるなどの普及啓発、受診しやすい環境整備の促進などにより、がん検診の受診率向上を図ります。

また、がん検診に携わる医療従事者に対し、がん検診の質を高める研修などを実施します。

事業者は、従業員ががん検診を受診しやすいよう、就業環境の整備に努めます。



がんに関する教育の推進 (第11条)

県は、市町、教育機関、保健医療福祉関係者、がん患者会などの民間団体等と連携し、児童や生徒が、がんに関する正しい知識を身につけ、がんの予防や早期発見などの理解を深めるため、がんに関する教育の推進に取り組みます。

がん医療の充実 (第12条)

県は、がん診療連携拠点病院等と連携・協力して、全てのがん患者が居住する地域にかかわらず、がんの状態に応じたがん医療を受けることができる環境を整備します。

緩和ケアの充実 (第13条)

県は、緩和ケアに対する正しい知識の普及啓発、専門的な知識・技能を有する医療関係者の育

成・確保、がん患者の状況に応じて速やかに緩和ケアの提供ができる体制の整備を図ります。

がん患者等に対する支援等の充実 (第14条)

県は、がん患者の生活の質の向上やがん患者及びその家族等の精神的な不安等を軽減するため、相談支援体制の整備を図ります。

また、がん患者等により構成される民間団体等の活動を支援します。



就労等の支援 (第15条)

県は、がんになっても安心して働き、暮らせるよう、治療と職業生活が両立できる体制の整備を目指し、事業者や県民の理解を深めるための意識啓発に努めます。

事業者は、がん患者が働きながら治療や療養ができる環境の整備、家族ががんになった場合でも働き続けられるような配慮に努めます。

がん登録の推進 (第16条)

県は、効果的ながん対策の企画・立案、がん医療の水準の向上に資するため、がん登録を推進します。

県民運動の推進 (第17条)

県は、県、市町、保健医療福祉関係者、事業者及び県民が相互に連携し、がん対策を「県民総ぐるみの運動」として推進します。

